

自動車をおもちの皆さんへ

自動車リサイクル法が始まります

平成17年1月1日から自動車リサイクル法がスタートします。

これは、ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会をつくるために、自動車のリサイクルについて、所有者・関連事業者・メーカーなどの役割を定めた法律です。

これにより、自動車の所有者はリサイクル料金の支払いや、廃車時に引取業者に引き渡すことが義務付けられます。

来年1月1日以降に新車を購入する場合は、購入時にリサイクル料金を支払うこととなります。

自動車リサイクル法がスタート

- 所有者**
リサイクル料金の支払い、自治体に登録された引取業者への廃車の引渡し
- 引取業者**
最終所有者から廃車を引き取り、フロン類回収業者または解体業者に引き渡す
- フロン類回収業者**
フロン類を基準に従って適正に回収し、自動車メーカー・輸入業者に引き渡す

また、既に自動車を所有している場合は、来年1月1日以降、最初の車検時まで、車検を受けずに廃車する場合は、自治体に登録された引取業者に引き渡すときにリサイクル料金を支払うこととなります。

リサイクル料金は、主に自動車リサイクルの障害となっているシユレッターダスト、フロンガス、エアバッグのリサイクルや適正処理に利用されます。

暮らしやすい生活環境を守るためにも、皆さんのご理解と協力を願います。

くわしくは自動車リサイクルシステムコンタクトセンター(☎03-5673-7396)へ。

事業所ごみの処理方法

一般家庭の集積所には出せません

飲食店や店舗、事務所などの事

業所から発生する一般廃棄物(ごみ)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。そのため、事業所から発生するごみは、一般家庭用の集積所に出すことはできません。

「燃やせるごみ」「ビニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」の4種類に分別を徹底し、市の処理施設へ自己搬入するか、収集運搬許可業者へ委託するなど適正な処理をお願いします。

分別方法「燃やせるごみ」「ビニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」に分別し、半透明の業務用ごみ袋を使用してください

処理方法

市の処理施設へ自搬入する場合は

「燃やせるごみ」「いすみ清掃工場(☎361689)」

「ビニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」…リサイクルプラザ(☎361000)

許可業者に処理を委託する場合
市のごみ収集運搬許可業者へ委託してください

くわしくはクリーン推進課☎20-1530へ。

住民票や納税証明書

電話予約で

土・日曜日にも交付

市では、電話予約により、住民票の写しや納税証明などの諸証明書類を、土・日曜日に市役所の守衛室と中央公民館で交付しています。

予約の方法

電話で担当課に交付の予約をしてください。必要な人の住所・氏名・受け取る場所・時間などを伺います。

受付日☐月～金曜日(祝日、年末年始は除く)

受付時間☐午前8時30分～午後5時(金曜日は午後3時まで)

交付の方法

交付日☐土・日曜日(祝日、12月29日～1月3日は除く)

交付場所☐市役所地下1階守衛室、中央公民館

交付時間☐午前8時30分～午後5時

交付できる書類

市民課☎20-1525)

住民票の写し、住所証明

納税課☎20-1513)

納税証明、課税証明、所得証明、非課税証明、所得等証明

(児童手当・扶養手当・奨学金)・法人住所証明

資産課☎20-1514)

評価証明、資産証明、公課証明、記載事項証明

交付を受けるときは、本人であることを確認できるもの(運転免許証や健康保険証など)を持参してください。くわしくは担当課へ。

暮らしのダイヤルなりた便利帳

12月をもって廃止になります
平成5年から行っていた情報案内サービス「暮らしのダイヤルなりた便利帳」は、利用者の減少やインターネットの普及により、この12月をもって廃止することになりました。

長らくのご利用ありがとうございました。

くわしくは広報課(☎20-1503)へ。

「NHK邦楽一座が

やってきた！」

放送のお知らせ

12月29日(水)に国際文化会館で収録された「NHK邦楽一座がやってきた！」が、NHKFMで全国放送されます。

放送日時：12月29日(水) 午前10時～11時

放送局：全国のNHKFM千葉80・FMH、東京82・5MH

出演：山田邦子さん(司会)、若山胤雄さん(長唄囃子)、笛演奏家、野坂恵子さん(箏演奏家)、久住・豊住中学校の皆さん

くわしくは企画課 ☎20・1500



50周年記念スタンプが押印できます

市制施行50周年を記念した郵便スタンプ(日付印)を作成しました。成田郵便局で、50円以上の郵便ハガキか郵便切手を張ったものに押印できます(平成17年1月3日まで)。記念にぜひご利用ください。

年末は込み合うので

早めの依頼を

12月は、トイレのくみ取り依頼が集中するため、申し込みは早めにお願います。

特に年末は込み合ったため、希望の日に作業できない場合があります。ですので、年内の作業を希望する人は、12月20日(月)までに申し込んでください。

なお、21日以降の申し込みは、年明けの作業となります。「早めの連絡・早めのくみ取り」にご協力をお願いします。

くわしくは環境衛生課 ☎20・1531

今月の納税

- 国民健康保険税(第6期分)
- 介護保険料(第6期分)
- 固定資産税・都市計画税(第3期分)

○納期はいずれも12月16日(木)～28日(火)です。
くわしくは 保険年金課(☎20-1526)、
介護保険課(☎20-1545)、資産税課(☎20-1514)へ。

相 談 日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が国民の祝日と重なる場合はお問い合わせください。
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	"	
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	"	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	1月25日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	12月21日(火)	10:00～12:00	"	
税務相談	12月21日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	12月24日(金)	13:00～16:00	市役所2階202会議室	
市民よろず相談	12月18日(土)	9:30～16:00	中央公民館	県行政書士会印旛支部 作田義美さん ☎23-3286
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築などに関する相談)	1月13日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所 ☎22-2101 1月11日(火)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎20-1526
交通事故相談	1月6日(木)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	交通防犯課 ☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎27-7755
酒害相談	12月18日(土)	9:00～12:00	"	"
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎20-1538
戦没者遺族相談	12月27日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課 ☎20-1536
健康体力相談	1月11日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館 ☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター ☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室 ☎28-3234